

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 県土づくり本部・森林整備課

法令名	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律	法令の番号	平成7年法律第88号		
不利益処分の種類	都道府県緑化推進委員会の指定の取消	根拠条項	第11条		
処分基準	<p>都道府県知事は、都道府県緑化推進委員会が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第6条に規定する業務を適性かつ確実に行うことができないと認められるとき。 二 指定に関し不正の行為があったとき 三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 <p>事案ごとの裁量部分が大きく、処分基準を具体化することは困難。</p>				
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 森林整備課	交付機関 森林整備課	目次NO